

第13回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

- 1．日時：平成16年10月20日（水）11：00～11：30
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：酒類の研究
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、原委員、大橋専門委員、福井専門委員
財務省
国税庁 酒税課長 小鞠 昭彦（以下「小鞠酒税課長」という。）
鑑定企画官 浜田 由紀雄（以下「浜田鑑定企画官」という。）

大橋専門委員 それでは「酒類の研究」について、第2次ヒアリングを実施させていただきたいと思います。

まず、そちらの方から御説明いただければと思います。ただし、時間も少し迫っていますので、7、8分くらいで簡潔に御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

小鞠酒税課長 国税庁でございます。提出しました資料につきまして、御説明をさせていただきます。

まず追加要求としてありました職員のうちに博士号取得者と修士号取得者の状況がございます。これは提出したとおりでございます。

職員は理事長・理事を含めまして50人でございますが、うち研究職は39名ということで、その39名の内訳を示してございます。

博士号取得者が12名、修士号取得者が19名となっております。

研究分野につきましては、大きく酒類原料、醸造微生物、酒類醸造の3つに区分させていただきました。

追加の質問事項の3つ目で、組織及び組織ごとの予算というのがございましたので、それに関連でございますので、そちらも御説明させていただきますと、2ページの中段から3ページになりますが、16年度の予算額を示しております。

研究所の予算額の総額は12億でございますが、うち人件費と一般管理費を除きます業務経費、約4億2,000万のうち、研究企業等の保守点検等の共通経費を除きます3億5,000万についての内訳を示したものでございます。これは示してはございますが、効率的、かつ柔軟な予算執行を行っているために、年度当初に各研究室に割り振っておるものではないかと、現時点においておおまかに、大体各研究室でこういうふうに使われるだろうという見込み額を計算したものであるということ御理解いただきたいと思います。

併せて、最後のページになりますが、課税に関わる組織はどこかという質問でございますが、これにつきましては、国税庁からの分析・鑑定依頼に応じまして、最も適当と思われる研究室にその依頼内容に応じて割り振るということにしておりますので、この研究室

のどれだけがやるものというものではございません。

また、現在、酒類に関する各種の分析方法を国税庁所定の分析方法と定めておりますが、その見直し作業もしてもらっているところでございますが、これは全研究室が分担して取り組んでいるところでございます。

次に、追加資料としてございました研究成果につきまして御説明いたします。

まず、酒類総合研究所について、過去3年間の研究成果とその研究成果はいかなる意味で国税行政に役立ったのかということで、まず、分析・鑑定の件数を示しております。

次に研究成果ということで、過去3年間の研究論文名を挙げておるところでございます。あと実用化の例を示しているところでございます。

次に、追加的な質問事項の方に移りますが、酒税関係の高度な分析鑑定として、平成16年度について、124点行っておるところでございます。主な内容を具体的に説明願いたいということにつきましては、ここに書いてございますように、酒税関連物件の高度な分析・鑑定としては、ビール、発泡酒、ビール風味のアルコール飲料など、一見して税率区分が明確でない酒類や、原料製造方法について疑義がある酒類の課税判定のための分析等の鑑定を実施する場合のほか、課税上の取扱いを検討するために、成分変化等を分析するというものでございます。

また、酒税の適正公平な賦課の実現に資するための業務について、全体の業務に占める割合ということでございますが、これにつきましては、ここに書いてございますように、分析・鑑定を行うためには、酒類に関する幅広い知見が必要とされまして、それはいろいろな各種基礎的な研究を行うことによって、担当者の研究のレベルアップを行うことによって、始めて高度な分析が行えると考えてございますので、その高度な分析・鑑定を行うことには、いろんな研究がバックグラウンドとして必要であるということから、適正公平な課税の賦課を実現するための業務は、全体のどれだけかということ切り出すことは難しいと思っております。

次の質問事項でございますが、「単なる研究は、民間で行えることであり、国が直接行わなければならない理由は、見当たらない。研究所を民営化することのデメリットが何か伺いたい」につきましては、繰り返しになりますが、まずは、研究所が行っております研究は、それによって研究所として酒類に関する技術水準、いろんな知識を蓄積して、それによって適正公平な課税の実現に資するという観点がございます。

あと、酒類は発酵過程におけるいろんな状況によりまして、容器ごとに品質の差が生じたり、場合によっては健康に被害を与える物質が発生する可能性がある。そういうことで、消費者に安全な酒類を提供する。安全で品質のよい酒類を提供するという観点から、酒の研究を国の責任において確実に実施する必要があると考えてございます。

また、酒税の納税者でございます酒類メーカーは、ほとんどが独自の研究機関を持たない中小企業であることから、原料や製造工程に関する技術的研究は勿論、醸造関連微生物等に関する基礎的、基盤的研究を行い、その情報を広く提供することは国の行政で必要で

あると考えてございます。

なお、参考に平成 16 年度版科学技術白書において書いてあるくだりがございます。これについても挙げさせていただいたところがございます。

次のページでございますが、科学技術計画におきましては、独立行政法人研究機関は政策目的の達成を使命とし、我が国の科学技術向上につながる基礎的・先導的研究及び政策的ニーズに沿った具体的な目標を掲げた体系的、総合的な研究を中心に、重点的な研究開発を行うこととされておりまして、国家的・社会的ニーズを踏まえた研究や、その将来の発展に向けた基盤的な研究等を実施するものとされているところがございますが、それを参考までに挙げさせていただきました。

また、この科学技術基本計画におきましては、特定の微生物ゲノムの解読研究は欧米と競って。

大橋専門委員 そこは省略してください。

小鞠酒税課長 次の枠の独立行政法人の予算の人数と組織については、先ほど御説明したところがございます。

以上でございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何か。

原委員 3点ほどお願いしたいのですが、実際には先日のヒアリングのときも、課税業務のための分析が必要というお話なのですけれども、2ページ以降にあります御説明の中で、どういう研究をしているのかということの人数と予算が書かれているのですが、この研究室名を見る限り、どこが課税のための分析しているところかというのが不明で、全部が基礎研究的に見えるというのが1点です。

2つ目なのですが、私が実際におうかがいしているいろいろ見させていただいて、基礎研究というのでしょうか、中小の事業者が多いので、中小の事業者のために基礎研究をやっていらっしゃるという感じがとても強く受けたというところがあるのです。

そうすると、何か中小の事業者のための研究事業をやっていらっしゃるような場という受け止め方になるのです。

そうすると、大学とかそういったところで醸造学をやっていらっしゃるところの研究成果とか、そういうのも生かせるというか、そういうところのも活用できるわけで、わざわざ国がこういう研究機関を持っている必要がどこにあるかということ。

揚げ足取りになりますけれども、消費者の立場からこういった品質とか安全性の確保が大事だと書かれているのですが、勿論、これは大事なのですけれども、それはすべての食品をそのように消費者は考えていて、基本的にはそれぞれの企業、製造している企業の責任というふうに消費者側は考えているので、これが研究所の責務だということも、この部分は揚げ足取り的な感じかもしれませんが感じておりまして、課税と言われた割にはそれが見えなくて、実際には基礎研究ということであれば、大学の醸造学などとはどうなのでしょうということがお聞きしたいと思います。

小鞠酒税課長 まず、最初の御質問でございますが、ここにお示しした論文につきましては、基礎的な研究に関わる論文でございますが、課税との関係では、先ほども申し上げたように、こういったことで研究を行うことによって、研究所において酒に関するいろいろな知識とか技術を確保することが潜在的にいろいろ分析とかに資するというところでございます。

課税の内容の分析につきましては、論文として発表するのにふさわしくないというか、こういう分析をしました。例えばビールと発泡酒をこういうふうに分けて、何々社の製造したものはビールに分析しましたというふうな論文を発表するということは適當ではない。

原委員 論文ではなくて、研究室の名前を見てそういうふうにしたのです。

小鞠酒税課長 研究室の名前としては、こういう名前を付けておりますが、先ほど申し上げたように、分析・鑑定は、各研究室で適宜割り振っておりますので、特定のところが特に課税関係をやるということではございませんので、こういった研究室名等の業務内容になっておりますが、すべてをやっているというところでございます。

研究業績ということになりますと、論文を出したところが中心になりますので、その基礎的研究だけをやっているような印象を受けるかもしれませんが、基礎的研究もやりつつ、課税にも関わっているというところでございます。

中小のためにということですが、中小に限らず酒に関する基礎的、基盤的な研究を国としてやっていくということが酒類業の、酒というのが世の中に要らないということなら別ですけども、酒というのが世の中で必要なものとされている以上、酒に関する基礎的、基盤的な研究を行っていくということは国の責務だと思っております。

更に言えば、中小ということではありますと、特に中小企業は独自の研究機関もないということで、より中小企業の方が利益を受けるということはあるということですが、勿論、大企業の研究所においても、行っているのは、主に商品開発等の応用的な研究でございますので、当然、総研の基本的、基盤的研究というのは、大企業においても活用されている。それは別に大企業保護とか中小企業保護ではなくて、酒というものが国民が必要とする以上、それについての基本的・基盤的研究というのは、その酒の行政を担当している国の責務であると思っております。

大橋専門委員 課長、恐縮だけれども、今日の説明も、それから原先生に対するお答えも、私は全くなっていないと思う。我々の疑問、つまり、適正な課税というのは非常に大事なことだと思うけれども、適正な酒税の賦課をするために、確かにこのお酒というのは、アルコール度幾らだということを実験・鑑定しなければなりません。しかし、そういう行為は必要ですが、その行為をなぜ国が行わなければならないのか。この前、質問にあったように、例えば民間、あるいは大学の醸造研究所、あるいは醸造学講座を持っているような、先生もいっぱいいるわけですから、そういうところでやる。

場合によっては、大手のメーカーだとか、そういうところは立派な研究所を持っている

はずですから、そういうところでやってもらうということも十分できる。

つまり、この分析・鑑定で何が重要かということ、アルコール度が何度かということ、正確に判定するということですね。正確な判定は国でなければできないということは、理論としては成り立たないと私は思うのです。

もし、課長が国でなければだめだということのだったら、正確な分析・鑑定というのは、民間ではできませんということ、なぜできないのかということ、説明してもらわなければならない。その説明が全くない。

福井専門委員 私も今の大橋専門委員と全く同じなのですが、そもそもこの研究成果、これは課税の公平とか、課税徴収の効率化といかなる意味で関係があるのか。1本でも関係があるのはありますか。何でこれが課税の話なり、国税庁の仕事なのか、全く理解できない。どう関係しているのか、個別にどれか例を挙げてでも御説明いただけませんか。

小鞠酒税課長 順次お答えいたしますが、まず、分析・鑑定が国でなければできないかということですが、分析・鑑定は物にもよりますが、あるものについて分析・鑑定をする必要が生じたときに、どうしたらそれがわかるのか。例えば麦芽の使用割合でビール・発泡酒等が分かれるわけですが、でき上がった商品のどういうところを分析したら麦芽をどれだけ使ったかというのがわかるのかという、まずどういったらわかるのかという、研究手法の開発をまず国税庁と酒類総研の間で相談するというか、酒類総研の科学的な知識を基にいろいろ検討いただくわけです。

そういったことで、では、こういうことでやるということになると、それで判定をしていくということですが、あらかじめ、こういうものはこのとおりだというマニュアルができていてはなくて、分析手法の開発も含めてやっていく必要があるということで、単に機械を買えば。

福井専門委員 そういう抽象論をお聞きしているのではなくて、1本でも具体的に何か課税の効率化に合ったのがあれば例で示してください。そういう一般論は聞きたくないのです。

小鞠酒税課長 それは酒類総研の技術水準を高めることによって、そういったいろんなことができる。

福井専門委員 だから、技術水準が高まることによって、課税が適正になったということに具体的にどう貢献したのか、具体的研究事例に基づいて、研究成果を説明することで教えていただけますか。

小鞠酒税課長 最初の質問に対してお答えします。

福井専門委員 同じことです。一般論を聞いても意味ないですから。

小鞠酒税課長 単にそれで、では、どういった分析をすることでできるかということ、例えばビールメーカーの研究所に委託してできるかということ、できないということ、それはやはり国の機関としてそういったことをやる必要があると思っています。そこは民間に委託してはできないと思っています。

鈴木主査 関係のないことばかりおっしゃっておいて、最後におっしゃったのは、できないということを一言言われただけで、なぜできないのかということに対しては、理由は何もない。ただ、できないとおっしゃっているだけ、それでは返事にならないですよ。民間に委託することはできない。それ一言。理由は言わない。で関係のないことを長々とおっしゃっておられる。

浜田鑑定企画官 さっき課長がおっしゃったビールと発泡酒では税金が違う、それは麦芽の使用率で違いますので、そうすると、できた製品を分析して、まずどういった成分が使用率によって変化するかということのを調べなければいけないのですけれども、酒の中の成分というのは原料から来るもの、それから発酵の途中で酵母とか、そういうものがつくる場合、また、消化する場合もあるのですけれども、それが製造工程で熱をかけることによってできる。またなくなっていくということで、いろんな製造の要因によって成分が変化します。

福井専門委員 課税上は最後の状態がわかればいいのじゃないですか。途中いかなる要因によって成分が変化したかということと、課税と何の関係があるのですか。

浜田鑑定企画官 できたものの成分を分析したときに、その成分が本当に原料の違いによるものかというものを理論的に立証する必要があるわけです。単に現象的に。

福井専門委員 課税とどう関係があるのですか。

浜田鑑定企画官 それは言いましたように、税率が変わってきますので、麦芽の使用量によりまして税金が違っております。

福井専門委員 麦芽の使用量がわかればいいのであって、それ以上何を研究する必要があるのですか。

浜田鑑定企画官 それを製品から推定する必要があります。

小鞠酒税課長 推定の仕方を研究する必要があるということです。

鈴木主査 そんな技術は民間にあるでしょう。ビールは麦芽が50%か25%だったですか、そういうことが決まっているので、このお酒は確かに麦芽の使用量はどれだけだということのを分析する方法というのは、民間にいっぱいあるでしょう。

福井専門委員 そんなことは博士学位を持った人たちが角突き合わせて大論文を書かないとわからないことだとは思えません。

浜田鑑定企画官 そういうものの基盤がないとすぐに判定ができないということです。

鈴木主査 ビールメーカーはそれを測ってビールとして申請し、あるいは発泡酒としてやってくるわけなのです。それが疑わしいというのだったら、要するに委託をして、しかるべき研究施設を持ったところできちっとやればよいのですよ。これを見ておると、52名で12億でしょう。大体ほとんど人件費程度で、研究費みたいなものなど入る予算ではないですよ。ただ、50人くらいの小さな世帯があった、それがそのまま続いておるというだけのことでないですかということです。

無理して研究とか、しかも査定も、鑑定も3年間で181点、年60点やっておるだけな

のです。何で平成 16 年は急に 124 点に増やしたのかよくわからないけれども。

要するに、そもそもやっておること自体というのはごくわずかなもので、しかも、規模から見ても、予算から見ても、研究に値する問題ではないと言わざるを得ない。それに匹敵する能力を持つのが幾らでもある。そこに委託してしまいなさいということです。その方がよほど正確だしということをお願いしておく。

そういうことを議論できる人に来ていただきたい。ここでそもそもビールはとか。

福井専門委員 あと、組織法、組織令で中小企業保護とか、酒造業の振興みたいなものが含まれているかどうかということの証拠を教えてください。

白石委員 あと追加で民間に任せただけの場合に、研究成果は研究を行った企業だけのノウハウとなり、業界全体には普及しないというようなコメントをここに盛り込んでいただいていると思いますが、ここで行われている基礎研究的なものが、国がやることによってどれだけ業界の資質の向上と言いますか、各民間への寄与になっているかということもお示しいただきたいと思います。

私ははるかに民間がやる方がデータベースなどでアクセスフリーになって、いろんな業界の方にこうした知識とか研究結果が流布していくような気がしますし、今お話を伺っていますと、非常にゴールを目指すのに反対方向のゴールに行ってから遠回りをしてから、検査というところに到達しているような気がしてなりません。

ここで行われているこうした基礎研究が、どれだけ税をかけるかということに本当に直接的に関係があるのかというふうに、このタイトルだけを拝見すると全然思えないのです。

そういうことも国がやっているから情報が外に出てこないという弊害を持っているんじゃないでしょうか。

福井専門委員 次回やるのだったら、研究員の方に直にお話を聞きたいと思います。いかなる意味でああなたの研究が課税に貢献しているのかということをも具体的に研究成果に基づいてお聞きするなりしたいと思います。

小鞠酒税課長 研究成果自体は基礎的・基盤的な研究をやっているわけでございます。その面もあるわけでございます。全部が全部。

福井専門委員 それで国税庁の仕事ですかということが問われているのです。

小鞠酒税課長 それは酒類業の健全な発達を測るといえるのは国税庁の使命。

福井専門委員 だから、発達を測るのに、直営で研究をさせないといけないのかどうかという問題です。

小鞠酒税課長 基礎的、基盤的な研究を行っていくというのは、国としても必要なことだと考えております。

福井専門委員 理由を全然おっしゃらないのに、必要だという結論は正当化できませんということをお願い申し上げます。

大橋専門委員 時間が来ましたので、今の白石先生の質問も含めて、紙で出してください。5分超過してしまいました。繰り返しのようになりますけれども、紙で出していただくのが正確

でしょうから、そのときには理由だとか、きちっとした説明をしたペーパーを出していただきたいということを御注文申し上げておきたいと思えます。

鈴木主査 もう一つついでに注文すると、民間に委託をすると、その民間のノウハウになってしまったというたぐいの返事はもう卒業してもらいたいですね。なぜ国でやらなければいけないのかというのに対して、民間に委託すると中立性が害せられるとか、ノウハウが流れ出るとかおっしゃられるのは、一番初歩的もいいところで、ほかの官業の方たちはそこは卒業していますよ。卒業していないのはおたくだけです。そうではない、なぜ国直轄でやらなくてはいけないのか。直轄でやらなくてはいけないということを我々にわかる理由を、必要があるからですということではなく、出してください。それが出ない限りは、全面的に民間に委託していただくということを強くお願いするしか手がないということで、内部でもよく上の方に話しておいてください。

大橋専門委員 お願いします。

それでは、申しわけありませんが。